

3. 第一種区域解除後の措置について

■ 解除する第一種区域(黄色)

解除する第一種区域においては、住宅防音工事を希望された方々に対する防音工事は、ほぼ完了している状況ですが、これまでの間、住宅防音工事の対象でありながら同工事を見合わせてきた方々については、一定の経過措置期間(概ね1年6カ月)を設け、その期間内に同工事を希望された方々に対しては、区域見直し(解除告示)後もこれまでと同様に住宅防音工事の助成を行います。

なお、具体的な内容や手続きなどについては、区域見直し(解除告示)後に改めてお知らせします。

4. その他

現在、第一種区域を解除する区域にお住まいの方々に対し、区域見直し(解除告示)の概要を更にご理解頂けるように、南関東防衛局ホームページでの情報発信や本資料の配布など、広報活動に努めています。

南関東防衛局のホームページアドレス
<http://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/>

問い合わせ先

南関東防衛局 企画部 住宅防音第1課 〈電話〉045-211-7113

～南関東防衛局からのお知らせ～

静浜飛行場周辺の 住宅防音工事対象区域(第一種区域) の見直しについて



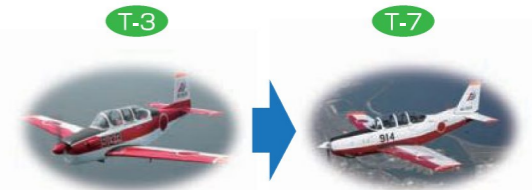
お断り

このパンフレットは、住宅防音工事対象区域の見直しについて知っていただくため、その対象となる区域内に配布しているものですが、配布を受けた全ての方に、このお知らせの内容が適用されるものではありません。

2. 騒音度調査結果の概要について

■ 概要

騒音の状況は、最終指定告示(昭和60年3月)の基となった昭和55年度の調査結果と比べ、**1日の標準飛行回数^{※1}の減少(161回→139回)、主力機の機種変更(T-3→T-7)に伴う騒音値の減少**などにより、第一種区域の指定基準値となる75Wの騒音コンター^{※2}はほぼ飛行場内に含まれます。そのため同区域は解除することとなりました。



主力機の機種変更がありました。

※1 航空機の飛行時間帯に応じて重み付けを行った後の回数で、1年間の飛行実績を基に1日毎の飛行回数が少ない日から数えて90%に当たる日の飛行回数。

※2 騒音コンターとは、同じ値のWECPNL(音響の強度、ひん度、継続時間、発生時間帯などの諸要素を加味し、多数の航空機による騒音を総合的に評価する基準です。略して、「W」といわれるささ指数とされています。)を結んだ曲線になります。

■ 現在の第一種区域と騒音度調査結果の比較(イメージ図)



※飛行場外の騒音コンターの区域については、静岡県警航空隊の敷地及び田畑等であり住宅は所在しません。

凡例

防衛施設(静岡飛行場) 解除する第一種区域 75W騒音コンター(平成22年度調査結果)

■ 対象区域面積及び対象世帯数の変動見込

面積：約 400ha → 0ha
世帯数：約 1,000世帯 → 0世帯

～住宅防音工事対象区域の見直しについて～

南関東防衛局では、平成21年度から平成22年度にかけて実施した静岡飛行場に係る騒音度調査結果に基づき、同飛行場周辺の住宅防音工事対象区域(第一種区域)の見直しに係る作業を行っています。

騒音度調査の結果、第一種区域の指定基準値となる75Wの騒音コンターはほぼ飛行場内に含まれるため同区域は解除することとなり、今後、第一種区域の指定解除を官報により告示することになります。

1. 背景について

- 防衛省では、「飛行場周辺における環境整備の在り方に関する懇談会」(防衛施設庁長官〈当時〉により開催)において、平成14年7月に「**真に騒音等の影響を受けている住民に対して限られた財源を効果的に支出**する観点から、深刻な騒音等の影響を被っている区域を見極める必要があり、改めて計画的に全国の飛行場施設の騒音度を調査し、**区域の見直しを図ることが適切な時期**が到来している。」旨の提言を受けました。
- 静岡飛行場周辺の住宅防音工事の対象区域である第一種区域の指定については、最終の指定告示(昭和60年3月18日)から相当年数が経過し、これまでの間、同飛行場における住宅防音工事を希望された方々に対する防音工事は、ほぼ完了している状況です。
- また、平成18年度には、T-3型機の後継機であるT-7型機の配備が完了し、平成21年6月に静岡空港の開港に伴い静岡飛行場の場周経路が南側から北側に変更されたことにより、騒音状況は最終指定告示時と比較して変化している状況にあります。このような背景を踏まえ、当局は、現在の航空機騒音の状況を調べることにしました。